

蒲生干潟自然再生協議会
第5回管理計画検討部会 議事録

○日 時：平成22年10月20日（水）10：00～12：00

○会 場：中野コミュニティセンター

○協議事項：

1. 第13回蒲生干潟自然再生協議会での意見内容について
2. 蒲生干潟の利用に関するルールについて
3. その他

○議事概要

1. 開会
2. 委員等の紹介

東北地方環境事務所の委員が幸地昭夫氏に交代、又、日下委員から辞任の申し出があった旨報告

3. 議事（郷右近部会長が議長として議事を進行）

（1）第13回蒲生干潟自然再生協議会での意見内容について

会議資料-2により説明。

[郷右近部会長]

これについて、意見はないか。

—特に意見なし—

（2）蒲生干潟の利用に関するルールについて

会議資料-3-1、3-2、3-3、4、5により説明。

[郷右近部会長]

事務局から実際の歩行ルートと活動エリアのアンケート結果について説明頂いたが、この利用状況を踏まえて歩行ルートを今後どうしたらよいか、皆様から忌憚のないご意見をお願いできたらと思う。

[竹丸委員]

只今の説明で県有地の淡水池と隣のアシ原の所が活動エリアに入っていない。表示されていないが、実際に観察するときにはこの道路から観察しているので、エリアに入るのではないかと思う。

事務局で設問の時に表現のしかたが悪かったために、路線だけがでてきたのではないかと思う。

淡水池は重要な場所なので活動エリアの中に入れていただきたい。

[郷右近部会長]

今の意見を確認するが、具体的には何処のことをいわれているのか。

[竹丸委員]

県有地の池とアシ原の所が黄色の表示がないのでいっている。

[郷右近部会長]

当然そこも入るといふことか。

[平山委員]

資料3-3の海岸の赤い点線の所は、私ら夜に歩いていると岸から上がってきたスナガニをチドリが食べているのを月の光で見かける。

日中はいないが、夜は蟹が上がってくるので夜はうまくないのではないか。

スナガニは白い蟹で、人間も食べられる蟹である。砂浜にたくさん現れる。

私ら終戦直後食べ物がないのでカルシュウム源として食べたが、そこへチドリが蟹を食べに集まって

くる。

[郷右近部会長]

夜間のことは想定していなかった。

[竹丸委員]

海岸にいる蟹はスナガニという種類で、半透明で白い蟹である。夜間あがってきているのだろうと思うが、それをシギの仲間が食べているのは分からなかった。

渚でシギやチドリが食べているのはヨコエビの仲間というのは知っていたが、スナガニを食べているとは気がつかなかった。

[郷右近部会長]

他にないか。

[平山委員]

終戦直後は地元町内に 200 人位しか人がいなかったが、段々変わってきている。

夜釣りにも沢山人が来るようになったが、現在は仙台新港が出来た頃から少なくなっている。

[事務局（東北地方環境事務所）]

先程、竹丸委員から事務局に問があったのでお答えしたい。

確かに県有地の池とアシ原の所はエリアには入っていないが、質問の取り方が主に歩いておられるルートと主に活動されているエリアについて表示をしていただきたいということでアンケートしたので、そのアンケートの結果が素直にエリアとして現わしていると思っている。

堤防から調査をしていることもあるかと思うがこのような調査の仕方をした結果、このようになったということでご理解いただきたい。

[郷右近部会長]

平山委員の意見で、かつて、というか今というか、時間軸が分からなかったが、かつては 70 年代かと思うが、現在はどうか。

[竹丸委員]

私の知る限りでは現在では夜釣りの人達がいるだけであってその人達は腰を落ち着ければ明け方までいる。あまり歩き回ってはいないのではないかと思う。

[郷右近部会長]

季節は問わない。

[竹丸委員]

夏から秋にかけて。その期間だけで冬には来ない。夏場から秋にかけてである。

[郷右近部会長]

分かりました。他にはないか。

[郷右近部会長]

特になければ、今回の部会の検討会案としてルートのまとめをしなければならない時期にきている。具体的なルートを示すことができればと思うがどうか。

[竹丸委員]

ルートのとりまとめは大変結構なことだが、ここにそのように表示してしまうと実際には道路としては認めてない部分がある。

何かあった場合、異議申し立てなり何なりがでてくるのではないか。

林の中の場合は整備されている訳ではない。

通路にはなっているがこれを表示してしまった場合はどうか。

[郷右近部会長]

その件を含めて、意見をお願いしたい。

[竹丸委員]

林の中とかは表示しなくてもよいのではないか。

[郷右近部会長]

図1のルートはアンケートの結果（実際観察会などで歩いている）のルートである。

今検討している具体的なルートというのは参考資料5のこちらのルートをどうするか。

これでよいかどうかということである。

それとももう少し範囲を広げても可能かどうか、そういうことを検討していただきたい。

一番シンプルな形だと参考資料5のルートになる。前回とダブってくるがどうか。

[澤地委員]

今、新しい駐車場が出来上がり私達は専用駐車場を使っているので向こう側のことがよく分からないが、私達がよく使うルートは赤い点線で示されている部分である。

蒲生干潟の中を横断するという苦情をいただくが、その人達は本当は私達の団体ではない方である。

同じサーファーとして恥ずかしい行為だが、注意できる範囲がある。

私達は日中しかサーフィンできないので夜は歩くことはないし、ルールとマナーを守れる人が多いので、このルートがあれば、サーファーとしては何の問題もない。

逆に干潟の中に線を入れられると、こっちに車を止めて入るとか、逆になってしまうからそれが心配である。

[郷右近部会長]

その他に意見はないか。

[鈴木委員]

ルートとして示す必要があるのかどうか。ここには絶対に入らないでほしいという区域をあげた方がよいのかと思う。

[郷右近部会長]

今、鈴木委員からも一つの意見として、ここには入らないでほしいという区域の設定をしてはどうかという意見である。

[鈴木委員]

干潟の水がある所は勿論駄目でその周辺や河口域、草原も駄目でいろいろ駄目な所があるから難しい。

[郷右近部会長]

入れない地域を設定するという意見である。他にないか。

[平山委員]

資料3-2の中でこの赤線の所は一般の人に看板表示しない方がよいのではないかと思います。

この歩くルートを看板に表示すれば一般の人が自由に歩くようになる。

この表示はいらないと思う。

[郷右近部会長]

この図は、実際にアンケートをとった場合に歩いているルートを示しただけのもの。

前回までの議論で実際に利用されているルートは具体的にどうなっているのか。

最終的なルートを示す場合の参考にするために具体的に利用されているルートをアンケートして聞い

てその結果を示したものである。

だから当初は赤の点線で示したがこれでよいのか。

若しくは他の利用という考え方でいうといろいろあるわけで。

例えば、蒲生を守る会、あるいは清掃、環境教育としての観察会は外から眺めるだけとはならないと思う。

そういうところを踏まえてもう少し意見いただきたい。

〔伊藤委員〕

入って欲しくない場所として、そこを避ける形を取ると意味は分かりやすいが、それを決めてしまうと、現実的にほとんどが全部駄目になってしまう。

やはり、もう少し歩けるところを決めた方がよいと思う。

〔竹丸委員〕

強いて表示するのであれば今回築堤され舗装された部分だけ表示して、現在の赤の破線との2箇所ではどうか。

〔事務局（東北地方環境事務所）〕

今、竹丸先生がいわれた部分は前回、堤防の上をルートとして示したが、しかし、いらないだろうという話になって削った経過がある。

あくまでも堤防から、写真でいえば下側部分を今回考えていただければと思う。

前回堤防のルートを示したが、皆さんが普通に散策される所なのでいらないだろうということで削らせていただいた。そこで敢えて下の海岸線だけを示した。

海岸線も河口まで引いたら鈴木先生の方からその部分をもっと右側へ寄せるようにという話があった。それでこのような形になった。

一応中間報告をしているので、事務局の思いとしてはここら辺をどのように歩いていただく形がよいのか。

多分このように示せば、観察会もそのようにしていただくようになるかと思う。

複数のルートを示していただいた方が、観察会も歩けるし、普通の方も歩けるではないかと私共は思っているが。いや、そうではないだろうとなれば、それはそれでよいと思うが。

〔幸地委員〕

表現の方法だけだと思う。

例えば、立ち入らない場所だけを示すのか、歩行ルートを示せばそれ以外は立ち入らないようにしてくださいといえ、立ち入らないようになるのか。表現の方法なのかと思う。

〔鈴木委員〕

観察会で歩く場合と、普通の人が歩く場合とでは気をつけ方が違う。

我々が歩くときは、例えばここに鳥の巣があるかどうか気をつけながら歩く。

そういうことが分かる人がいればいいが、普通の人が海岸から干潟よりを歩く時というのは若干意味合いが違ってくる。

そこまで一般の人に示してしまうのはいいのかという心配が少しある。

〔事務局（東北地方環境事務所）〕

その区別をどうするか決めていただきたい。

〔郷右近部会長〕

この辺が多分核心の部分かと思う。

管理という形で完全にシャットアウトするのは単純な話であるが、ここ 20 年位湿地というものについての取り組み方が世界的に、日本もそうだが、なるべく観察会など利用をしながら保全をしていくという方向性が一般的になってきている。

蒲生干潟もその通りではないかと思っている。

なんとか妥協案を見いだしていただいてルートを示すのが部会の役目かと思う。

干潟エリアにダメージを与えない最小にするようなルートを見いだして行かなければと思う。

お知恵を拝借したい。

[鈴木委員]

先ほど竹丸委員から出された意見と関連するが、ルートを示すのはよいが、一般の人には自己責任で歩いてほしいと明記してもらわないと後で問題になる。

危険に関して当局は一切感知しないと、きちんと書いてもらわないと。

あるいはここを通過して責任問題というのは困るのでそれをきちんとしておく必要がある。

導流堤辺りは結構お年寄で危ないこともあるので。

[郷右近部会長]

確かに今までは習慣的に導流堤から渡っていた。今回は駐車場が東側にできたのでルートを確認した方がよいと思う。

[竹丸委員]

この表示というのは、一般の方に対するアピールなので、調査研究とか観察会とかそういう一つの専門的な方達が利用する場合は特に表示しなくてもよいのではないかと思う。

[郷右近部会長]

一般人と専門の人とを区別した方がよいのか、明示をどこまで区別できるか問題がでてくる。

確かに、これは必ず何時もついて回る問題である。

特に今後アセスをやるときも、定期的に調査するために入る機会が多分従来より増えてくると思われる。モニタリングという方向性はだいたい定着しつつある。

只今の意見に対して質問なり意見があればお願いしたい。

[幸地委員]

今回の啓発活動というのは看板を立てて利用ルールを書いてお知らせするような形になると思うので、基本的には一般の方向けの利用ルールと考えた方がよいのかと思う。

その看板ルールの所に学術研究のための立ち入りはやむを得ないというか、そのような文言を付け加えるのがいいのではと思う。

[鈴木委員]

ただここで示された資料も結構ある。

[幸地委員]

全般的なものである程度絞り込むとは思われるが単純に先程の点線だけを示して、それ以外は極力立ち入らないものとする。

学術研究のためのモニタリング、サンプリング等々については立ち入ってもいいのではないかと思う。

[鈴木委員]

現実的にいうと、コンクリートの舗装した部分を皆さん歩くと思うが、この間をつなぐルートは書かなくても大丈夫か。

[幸地委員]

逆に書いてしまうとまずいのかな、という気もしないでもない。

〔鈴木委員〕

そっちにはどう行ったらよいのかと聞かれたらどうするか。

〔幸地委員〕

ただ、今回は蒲生干潟を守る自然再生と利用という相反する問題があるので、そこは非常に難しい所ではある。

〔鈴木委員〕

そうやっても誰も異議がないということであればそれがよいに決まっている。

〔郷右近部会長〕

確認ですが、実際に一番利用が多いと思われる鳥の観察会の場合には、主体としてはこの堤防の所で行うのだろうか。

〔鈴木委員〕

堤防だけではなく、ぐるりと一周する。それが今までのやり方である。

〔郷右近部会長〕

その時はここ導流堤の所を渡るのか。

〔鈴木委員〕

日和山をスタートして、気をつけながら導流堤の所を渡っている。

〔幸地委員〕

この航空写真で情報不足かと思うのが、利用ルール範囲がいま一つ分からないことである。どの範囲が今回の利用ルールの適用範囲なのか。

初めて来られた方がパット見てどの範囲までのルールなのか分からないと思う。

〔郷右近部会長〕

文言だけだと本当に分からないと思う。

これに類似したすごく簡略化させた模式的なものを文言と一緒に表示しておけば、その辺の理解は埋まるのではないかと思う。

こういう施設で他の地域、他県のものもついているが、パンフレットにも立看板にもついている。

そうすると、我々も判断できる。

看板は一般の人には大事である。

〔竹丸委員〕

範囲のことについては自然再生事業の範囲内に決まっているので、その線を表示しておけばよいのではないか。

もし、このような図表を出すとしたら自然再生事業のエリアの所をその中で利用可能な所の表示をしておけばよいのではないか。

〔郷右近部会長〕

原点に戻っての自然再生事業のエリアということですね。

他にないか。

時間のこともあるので、これだけにするのか。

最後に竹丸委員がいわれたエリアの提示、これは無くてもよいということか。

〔竹丸委員〕

これはあっていいのではないか。

[郷右近部会長]

他にないか。

[鈴木委員]

ここで釣りをしている人が蒲生を一番利用している人と思うが、その人は皆、違法行為ということになるが、これではちょっと意味がないのではないか。

[竹丸委員]

実際現実、ここは何も法的な拘束自体が何もないわけだから、違法行為とはいえない。

[鈴木委員]

この主旨からはそうだが。

そうすると誰も守っていないのではないかといわれれば何の意味もない。

[竹丸委員]

現実問題、誰も守っていないから。

貝採りの人たちは4月～5月にかけての時期だと一日8時間位干潟にかじりついている。

シギたちが降りる場所がなくて、本当に片隅に寄っている状態である。

[鈴木委員]

エリアを設けるといっては様々な立場で考えると様々なエリアなりルートがあるというである。

[郷右近部会長]

何もなければ、これもまた大変困ることで。

どうぞご自由にみたいに受け取られる可能性は高いと思う。

ここに留めるか。元に戻ってしまうかということになってしまうが。

それとももう少し現実に利用されているということもあるので、その部分を付け加えるかどうかという点につきと思うが。

実はこのことが現実に前回の第13回協議会に管理計画検討部会の蒲生干潟利用ルール案ということで1番から7番までのことがありますので、このことと関連してくる。

[鈴木委員]

駐車場から日和山の方まで行けないのはちょっと厳しいので、問題かと思う。

[郷右近部会長]

確かに一つネックの部分がある。

[鈴木委員]

この辺りは（位置図で松林の所を示して）通れないだろうか。

[郷右近部会長]

今、鈴木委員から新しく出来た駐車場にシフトすると日和山に行きようがなくなる。ここまでは行けるがこの先は行けないことになる。

[鈴木委員]

一番狭くなっているこの辺りは通ると問題がある所なのか。

[竹丸委員]

土手になって急な斜面もある。

ここを道路として認めた場合いろいろ整備などで新しい問題が出てきて大変なことになる。

敢えて表示はしない方がよいと思う。

[郷右近部会長]

道路は自然発生的に出来たということか。

確かにこれは 70 年代に分断された一つの名残で。

[鈴木委員]

しかし表示されないとその道路を通らないとそちらに行けなくなるということであるから。

[竹丸委員]

そうはいつでも自由に通らせるわけだから。

[鈴木委員]

そうだけれどもそこをなるべくインパクトのない形にしようというのが部会の主旨であるから。

[郷右近部会長]

日和山の所は今でも現実には観察会には使っている。

理屈としてはこちらの方にもあった方が一般の人にはよいかと思う。

もう一度確認したいが、ルール第 1 項目の決められた場所というのがこのことに関わってくる。

何もないというのは、決められた場所という選別がなくなってしまう。

利用ルールを提示する一番先にこれがある。

[鈴木委員]

決められた場所というのを合理的に設定しないと釣りにも行けない、何もできないということになってしまう。

[郷右近部会長]

決められた場所というのが大きい。

[鈴木委員]

或いは今あるルートを示すのであれば、林の中を突っ切っていけるようにすることも考えなくてはいけない。

[郷右近部会長]

その辺の所、何かないか。

この辺を解決できないと堂々巡りしてしまう感じがする。

[幸地委員]

この場所というのは、そもそも釣りをしてもよい場所なのか。

[郷右近部会長]

釣りをやってもよい場所ではないが、今までずっと慣習的に利用されてきた所である。

[幸地委員]

かといって、釣りをしてもよいということでもないということか。

[鈴木委員]

漁業権があるわけではない。

[郷右近部会長]

何もないというのが非常につらい。

他の所では伝統的な入り会会的な権利は普通あるが、ここは本当に何もない。

[幸地委員]

常識的な範囲内で利用ルールに書いてある花火とかは駄目ということか。

[竹丸委員]

利用ルールの中に採ったりしてはいけませんと、観察したら戻して下さい、となっているわけだから

釣りであれ貝採りであれ、一切駄目ということになっている。

[幸地委員]

釣りの方々の分はあまり考えなくてもよいということか。

[竹丸委員]

以前は釣りの人はものすごく来ていた。

日和山から河口までずらりとならんで釣りをしていた時代もあった。

今は魚が釣れなくなったからあまり来なくなった。今では5～6人位が来ている程度である。

[郷右近部会長]

家族連れが土日に釣りに来ているが、本格的な釣りという感じではない。

[幸地委員]

本来この干潟観察というのは、自然を見に来たり、観察したりする場所である。

そういった利用の歩行を考えればよいのではないか。

自然の観察やそういった利用の方の歩行ルートを今回決めればよいのではないか。

あえて魚釣りとかそういった方々のルートまでは考えなくてもよいような気もしないでもない。

そういった方々の考えも入れてしまうと、歩行ルートというのは無尽蔵になってしまう。

[鈴木委員]

現実をもう少しみんな見た方がよい。

いくら何をいっても必ず釣りをする人はいる。

罪のない釣りなのでそれを無視する訳にはいかないだろう。

[郷右近部会長]

せめて外周だけはルートという形で、暗黙の内には入れませんよと、示さないといけないのではないか。確かに現実には日和山辺りに来ている。

そこからあそこを越えて普通のルートで、遠回りではないが。

それはそれとして、とにかくこちら側に土手があるので、ここからこちらに日和山近くに来る陸ルートを示した方がよいと思う。

それでこれ（ルート）がものすごく生きてくると思う。

駐車場の件があるが。

[竹丸委員]

奥の方の大型駐車場の方から新しくできた越波防止堤の舗装道路まで表示すると、実際には舗装道路にバイクが入ってきている。今のところ、その先が行けないようになっているから、戻ってくる。

行けるといふ表示があると今のバイクどんな斜面でも登っていけるから、これは表示しない方がよいと思う。

普通に街を走っているようなバイクではなく、モトクロス用のバイクが入ってくる。

[郷右近部会長]

それは堤防の所に簡単にバイクは置かれるということか。

[竹丸委員]

今は、車止めされているがバイクは入ってこられるし時には日和山まで登ってくる。

[郷右近部会長]

具体的にそのバイクはどこまで入ってきているのか。

[竹丸委員]

ずっと奥の舗装されている所まで入って行く。

それ以上先は藪だが行ける所まで行っている。

[郷右近部会長]

それが例えば、決められた場所ということで、2番目のルールの自動車、バイクだが、そこまでは考えていなかった。

決められた場所ということ無くす訳にはいかないと思うので、先ほどから鈴木委員がいつている歩行のルートを示して、ここだけはいいですよと。

その他のルートがない所は、決められてない場所と理解していただいて立ち入らないという、そういうやり方は出来ないか。

部会長としての提案である。これに対して是非ご意見を賜りたい。

現実的にいって、慣習的にとにかく利用してきていることは事実なので。

このアンケートに示されているとおり。

資料の3-2をもう一度見ていただいて、確かにルートは沢山あるが、この上の部分ですね。

[竹丸委員]

これは調査や観察とか研究する人の行動であって一般の人の行動ではないので、これは一切表示する必要がないし、それを考慮する必要もないのではないか。

調査研究、専門的な方のためであって、たまたま、アンケートとして、このように今まで実際に利用していたのがでてきたということ。

[郷右近部会長]

それは分かる。しかし、実際に私も数年間通い続けていて、ほとんどの利用というのがここである。一般の人達にとっては勿論、堤防が出来てもここ日和山の所から来て。こちらからは回ってこない。ここだけだとこれ以外は駄目ですよ、と受け取られないかと懸念した。矛盾が生じないのかなと。

[竹丸委員]

それで前回の会議のときに、もし現在こういうことをしていると表示したらどうかと案がでていた筈だが。現在調査中とか、そういうことをやればよいのではないか。

我々は、一般に利用するのではない。

特別な形で利用しているのだとそのようにしたらどうかという話が前回あったように思うが。

[事務局（東北地方環境事務所）]

一つ提案させていただきたいが、海浜利用者の駐車場から日和山に行く一般の人はいるとは思えない。別にここが分断していても、必ず車で来る必要は無いと思うので、歩いてくるルートとして堤防の上は自由ですと。

駐車場はあくまでもここですから、という例示だけでよいのではないか。

鈴木先生は、釣りはしょうがないからルートを示せということだが、釣りの人は河口に。

[鈴木委員]

そうですが、この間の話では日和山の車止めは無くす方針だったはず。

管理員さんがいつていたが、許可があれば観察会の時に開けるのはやぶさかではないけれども、あそこには基本的には車を置かないようにするという事だった。

そうしたら、車で来た人は、その海浜利用者駐車場まで行って、そこからわざわざですが導流堤の近くまで行く人が必ずでる筈。もし、そうなった暁には。

[事務局（東北地方環境事務所）]

ここを示すのはいいが、県有地ですが、竹丸さんが何度もいうように、歩道ではないけれども、ここを部会で示すのは簡単ですけども、それが表にでてしまっただうなるかっていうのは、私には分からない話だが、難しいかと思う。

[鈴木委員]

日和山の駐車場がなくなると聞いたので、それでそのようなことをわざわざ知っている訳で。今は入っている。

[事務局（東北地方環境事務所）]

今、車が入っている場所は町内会の共有地ではない。どなたかの私有地である。

[竹丸委員]

伊藤新次郎さんのではないのか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

そうではないと聞いている。町内会の共有地はあくまでもトイレの海側で、あそこは完全にシャットアウトしている。今、実際車がさかんに駐まっている所は共有地ではない筈である。

[竹丸委員]

マルシン（新）（伊藤新次郎さんの養魚場の屋号）さんではなかったか。

あそこにいろんな規制の札立てているのは、あれはみんな新さんが立てている。

[事務局（東北地方環境事務所）]

じゃあ、新さんですか。

私も土地の所有者がどなたかは知らない。

[竹丸委員]

前の会議の時にそういうことの説明があったように思う。現在は伊藤さんの好意であの場所を提供してもらっているということで。あそこは伊藤さんの住居で伊藤さん達もバリケードみたいなのをやっていた。もし、伊藤さんの土地でなければ、伊藤さんの方で勝手に使っているということになる。

[郷右近部会長]

いずれにしても、公の場所ではないということですね。

[竹丸委員]

公用地ではない。

[鈴木委員]

水辺に親しむ人々は海浜駐車場から日和山まで行かざるを得なくなるであろうと思うが、行く人がいないということはないと思う。

[郷右近部会長]

何らかの形で12月初めの協議会にはルールを提示しなければと思うが。少し戻ると、砂浜及び干潟周りの歩行について、点線の所を歩きましょうと。そうすると他のエリアは、要するに一般の方は、あまり立ち入らないで下さいというようなニュアン

スになる。

利用動線、一番影響の少ない点線で。

[事務局（東北地方環境事務所）]

一般の入り込み者と観察会や調査・研究をしている人は違うところを通っても使ってもよいのだ、というのは本当にそうなのか。

私達はよいが一般の人は駄目だというのはルールとはいえないような気がする。

[郷右近部会長]

正当性というか、保全保護とその利用というそのどちらに正当性があるかという考え方は近年できている。

どちらも甲乙つけがたいということではないという。

力関係ではなく、忘れてはならない主体的なことは保全しなくてはならない非常に貴重な環境だということ。元に返っていただければということだと思う。

私もこの件でいろいろと調べてみた。

石川県の加賀市というところで片野鴨池という自然保護区の自然が共存する場という歴史的なことを調べた若手の研究者がいる。ここは早くにラムサールに登録されている所である。

実際そこでは歴史的に 300 年位前から鴨猟という特殊な狩猟をしていて、全く相反することが起きていた。戦後は大変な議論が起きたということが書いてあった。

要するに最終的にいろいろな軋轢やいがみ合いからあったが、なんとか適切な利用というルールを作ったことで、今では一つの観光スポット的になっている。

決め手となったのが、共有地、コモンズという考え方を取り入れたことである。

正当性というのを見いだして、一般の人も研究者側からも解決策を見いだす議論の仕方をして来ている。

まさに蒲生干潟の場合も、そういう意味では当てはまると思う。

これはまた別の資料であるが、かつて 20 年位前に中野小学校の岩淵先生という方が強調していたのは、蒲生は渡り鳥のものすごい中継地である。東南アジアからオーストラリアまでの他の所はどんどん干潟がなくなってきている中で、蒲生干潟というのは生態系の中の渡り鳥という位置付けで非常に重要だと強調されていた。

もう少しその所をアピール出来ればと思う。

あそこにしかない砂浜、そこにしかない昆虫類がそろそろ残っている、正確には 5 種類位、非常に重要な所である。

私はつい 8 月当たりまで本を書いていたが、その中で蒲生干潟のことを強調して書いている。

かなり余談になったが、紹介まで申し上げた。

[鈴木委員]

これは今の策定の上で、日和山の所に車を止められるのか、止められないのか、将来的にどうなるのか非常に大きな問題である。

あそこは前回の議論では車が止められなくなると聞いたがそれは違っていたのか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

今、そこは場所が違うところである。

[鈴木委員]

ここは入らないようにするという、そういう議論だったはずだ。

それではここには車で人が来るのか。

車で来るという前提でよいのか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

それは地主さんの考えである。

[鈴木委員]

私達はそれをきちんと調べなくてはならないはずだ。

[事務局（東北地方環境事務所）]

私達が予想していたのは町内会の共有地であって、個人の土地ではなかった。

先生がそういわれるのであれば、聞くしかない。

[鈴木委員]

そうしないと議論が進まない。

[事務局（東北地方環境事務所）]

ここを将来的に駐車場として提供する意志がおありなのか。

まず地主がだれなのか特定から始まる。

[鈴木委員]

あるいは埋め立てた所にも随分道は悪いが車が入っている。

あそこはどうなるのかとか、流動的な部分が大きいと思う。

現実問題として、あそこに沢山車が止められるのであれば、別に2つの点線をつなぐ措置はしなくてもよいのかも知れないし。

[竹丸委員]

前回までの話し合いだと、現在は10台~20台近くの車が置けるようなスペースがあるが、あれは無いという前提であった話である。

[鈴木委員]

そうになっていた筈。だから申し上げているのであって、それがなぜ変わったのか。その後のことは何も聞いていない。

[竹丸委員]

車を止める所は全然ないから、今度新しく出来た駐車場の方に全部止めて下さいということである。

[鈴木委員]

そうであれば、ここを繋がないとおかしなことになるだろうとっている。

日和山に車を止められるのであれば、別に何の必要もないわけである。

[郷右近部会長]

日和山の駐車場の件は、私もはっきり記憶している。

あそこはもう無いものとしてそうせざるを得ないと思う。不確定な要素が多すぎて。

誰の土地か分からない。共有地は中にあるが、そこまでのルートというのは町内会のエリアではない。だから好意的にただ通っているだけと私は理解している。

[竹丸委員]

あそこのトイレまでの道路のことか。

あそこは町内会の共有地である。公有地ではない。

公有地ではないから、以前、あそこを舗装するときに、市の方に舗装してくれと頼んだが、市からこれは公有地ではないから舗装できないと。

舗装するのであれば、共有地の方でするようにといわれた。

それに対して、実際に利用しているのは一般市民だから、

市で舗装すべきではないかという議論になった。

折り合いがつかなくなって、一時バリケードで進入禁止になった時代があった。

[郷右近部会長]

確か、そうである。

松林から入ってこれなくなった。

あそこは別のエリアであるため、私も車を止めないようにしていた。

[竹丸委員]

駐車ではなくて、通行出来ない。

[郷右近部会長]

あそこには立ち入らないようにしていた。

この辺りは極めて分からないエリアである。

全体的に立ち返ることになるが、新しい駐車場ができたし、下の観察のルートは示したので、干潟及び砂浜を含めたこの区域の保護保全を優先的に考えてこのルートだけはとにかく維持する。無いと困るので。

それが今の段階ではないのかと私は思う。

[幸地委員]

基本的にはその考えでよいと思う。

鈴木先生がいうように、日和山への駐車場からのルートは確かに必要な面もあるだろうが、今の時点でいうと危険で通れない場所なのかと思う。

[鈴木委員]

そんなことはない。全く普通に通れる。

[幸地委員]

安全面は大丈夫か。示して安全な場所であれば問題は無い。

私は通ったことがないのではっきりしたことはいえない。

確かに日和山へのルートが無いのは問題だと思う。

かといって、実際通れる安全なルートがあれば示してもよいと思うが。

[鈴木委員]

この点線だけだとここにしか行けないことになって、厳密には誰も守らないことをやっては何の意味があるかいうことをいっている。

ここはさんすくみの状態にあって、なかなか強い規制が掛けられない所であるし、その中で上手に人の動きをコントロールできればそれが一番よい訳でありそれをどうしようかという議論であるべきだったのではないか。

[郷右近部会長]

駐車場の西側の距離的にすれば 300 メートル位もないか。

恐らく鳥の観察をする方々だけが主に利用しているのではないかと思う。

松も茂ってきまして通路はかなり細くなっている。

[竹丸委員]

私と環境事務所のレンジャーの方が今草刈りをしている。それで通路として通って行ける。

[幸地委員]

お尋ねするが、草刈った後は一般の人が歩こうと思えば歩けるか。

[竹丸委員]

草刈った後は歩ける。

[郷右近部会長]

それをやるとなると、毎月1回は草を刈らなくてはならない。

まさに管理の問題になる。

きちんとした取り決めがないといけない。

その前提がないと提示したときはかなり厳しいルートにとらえられる。

また、万一、何か起きたときのサポートは。

[鈴木委員]

万が一の時もサポートはしないということにすればよい。

[郷右近部会長]

それは通るかどうかというのはある。

[鈴木委員]

そんなことはどこにでもある。

僕はよく外国に行くが、あっちへ行くところは責任持たないよという看板が立っている。

そこは自分の責任だということで、そんなのはいくらでもある。

[幸地委員]

できたら、色分けして書く。基本的には日和山に駐車場がないので、ということで。

[竹丸委員]

北の駐車場に車を置いて、日和山に観察に行く人は百人のうち何人いるかということ。

[幸地委員]

利用者が、現実的には近くに止めて歩いていく。

近場に止めてそこで利用していると。

[郷右近部会長]

それはまた別の話である。

こうなってくると、止める、止めない、どこに止めるということは。

[竹丸委員]

要するに日和山の近くは利用しなくなるということ。

[郷右近部会長]

現実的に車を置けないから。

[竹丸委員]

現在、車を置ける範囲内の人だけ。

[郷右近部会長]

すぐ満杯になるということである。

[竹丸委員]

たまたまサーファーの方達は2~3時間で交代して、同じ人が一日いるということはない。

同じ人が一日いるというのは貝採りと釣りする人だけである。

[事務局（東北地方環境事務所）]

鈴木先生からあったが、このルート1本で示しても誰も守れないということだとすれば、この利用の実態を踏まえて、迂回するようなルートというのは考えられないか。

[郷右近部会長]

迂回ということは中に入るということになる。

[鈴木委員]

なるべく干潟の内側というのは触らないようにして、最小限のインパクトで両方通れば一番よいのではと思うが。

[郷右近部会長]

確にかつては日和山でも蒲生干潟全体が見下ろせなかったが、この新しくできた駐車場からは随分見える。だいぶ変わってくるのではないかと思う。勿論、全景が見えるから。

それを考えると、この1本のルートを示しておいただけでも、以前よりは理解度が高まるかと思う。他に意見は。

[事務局（県自然保護課）]

意見ではないが、駐車場から堤防の方へ抜けるルートのことでも話し合いがされているが、ここの土地が河川区域なのか港湾なのか分からないが、もし、土木が関係しているとすれば、土地の管理者は宮城県となるので、管理者の意見を聞く必要がある。

[竹丸委員]

駐車場の下にある三角形の緑地の部分は港湾事務所で管理している。

[事務局（県自然保護課）]

港湾ですか。

我々は自然保護課なので土地の権限は持っていないので、今、竹丸先生から港湾だよという話があったので、ここをルートとして明示することについて港湾の管理サイドでどう考えるか、聞いてみないといけなと思った。

自由使用とってそれで済むのかどうか確認したい。

[事務局（県自然保護課）]

例えば、これまでの協議会や部会で導流堤は動線にしない方が（いいという意見があり）、当然危険なので動線にしなかったが、こちらも基本的には道路ではないので竹丸先生がいうように有志の方が草刈りをしてようやく通れるという感じであれば、その辺の管理を毎年通してきっちりしないと動線として示せないのではないかと思う。

[鈴木委員]

通れないときは通らなくてよい。

通れないこともある。それが当たり前でそれはむしろ管理する必要はない。

通れなかったら通らなくてもよい。

[事務局（県自然保護課）]

示した手前、通れなかったら。

[鈴木委員]

通れないこともあると示した上で。

そういった考えであれば、そこまで子供でもあるまいし。

[郷右近部会長]

最近怖いのは、反発が半端ではないこと。

何かあったときは、別の意味でブレーキをかけている。

せっかく保全すべきものが保全でなくなっている事例は沢山見えてきている。

[事務局（県自然保護課）]

松林なので、枝が上にでており、頭をぶつけて怪我したというようなことがあれば。

[郷右近部会長]

結局日本は反対の仕方が、権利とはいわないと思うが、現実はそのすごく強い。

ますます増幅してきている。

日本型社会というのは個人が権利を主張してきて、無視はできないと思う。

[竹丸委員]

表示すれば、必ず何かがあった場合は来ると思う。現在の社会状況では。

[郷右近部会長]

本当にそのところは侮れない。

[事務局（県自然保護課）]

結局、普通の砂浜を歩いて足を取られて転んだとしても、県に文句をいってくる人は多分いないと思うが、こういう松林とかそういう本来通路じゃないところを歩けるよとした場合、我々のような協議会という名前を出したときに、歩けるっていうから歩いたのにとというような（苦情が出ると思われ）、管理権限が我々にはないので、管理権限があるところ（港湾管理者）に聞いたみたいと思う。

[郷右近部会長]

それを確認するという作業をしていくと、半年、一年ずれざるを得ない。

それは時間的に意味が無いと思う。

いくらなんでもこれ以上はあそこに明示しなくちゃいけない時期にきている。

[鈴木委員]

この明示というのは海浜利用者駐車場の所にこれを立てるということ。

[事務局（県自然保護課）]

駐車場ではなくて、木柵の車止めの所。

まず一つ最低立てなくてはならない。

[竹丸委員]

表示についてであるが、車止めの所に表示されているのはよいが、あまりにも小さくてちょっと見にくい。新しいこれはもう表示してある。

[事務局（県自然保護課）]

日和山の共有地の車止めにある表示は、今回の津波堤防工事で、昔、木で作られたものが撤去された。今回、新しいルールの標識をつくる前に、昔あったものを復元したもので、あれは新しいルールのものではない。

[竹丸委員]

名称が蒲生干潟自然再生協議会の名称がでていたが。

[事務局（県自然保護課）]

名前をどうしようかということになったときに、協議会が存在しているので協議会とした。

昔は環境省と宮城県という看板だった。

復元するに当たり町内会に了解を得て、一番利用する場所に立てさせてもらっている。

あくまで復元という意味である。

[竹丸委員]

あれがあることで、非常に効果がある。

小さな標識でも読む人は読んでいる。

蒲生で貝採りに来たがどこで採ればよいか、聞かれた。

干潟の方に鳥はいるし、自分としてはどこで採ったらよいか分からないと相談されたが、原則的にはここは駄目だということを伝えた。

貝は鳥の餌だから、貝を採る場所ではないと伝えた。読んでいる人は読んでいる。

鳥がいるから遠慮している人もいれば、全然無視して、夜の暗い4時頃から干潟に座って、車もフェンスの所まで乗り入れて貝採りをしている人もいる。

注意も出来ないような態度をとる人が家族できている人もいる。

[平山委員]

今日の議題とは違うが、ネットに関する看板は大きいものを設置しないと分からない。

あれ位の大きさの看板なら我々だって作れる。

[事務局（県自然保護課）]

干潟ルールの看板は比較的大きくなると思う。

小さい看板というのは、土木事務所で津波堤防を造ったために蟹が上がれなくなったので、蟹が上がるようにとブルーのネットを張ったことを説明する看板である。

そのため、消極的な大きさの看板になっている。

[平山委員]

ネットが風であおられて飛んでいったときに、私が運営委員になっているからいろいろ説明をした。看板をみることによって自然再生協議会がどのくらい重要かがわかる。

[郷右近部会長]

時間も迫ってきたが、このルート、エリアについてもまとめなくてはいけない。

最初に提示した点線を明示するというところでどうか。

(複数の異議無しの声有り)

[郷右近部会長]

平山委員がいわれたことと関連するが、資料の4を見て下さい。

蒲生干潟利用ルール案について、一部を修正する提案をしたいと思う。

一点目は、表題だが、単に文言が羅列されているので、次のように修正願えればと提案する。

「蒲生干潟・干潟東側砂浜及び河口利用ルール」という形にしたいと思う。

二点目は、利用ルール1の「野生動植物保護のため、決められた場所以外は立ち入らないでください」を次のように修正願えればと思う。

「野生動植物保護のため推奨ルート以外は極力立ち入らないでください」に修正。

推奨以外は極力、と付け加えてください。

それからもう一点は、利用ルール2の「砂浜に自動車、バイクの乗り入れやモーターグライダーなどの使用はやめてください」の説明文言の後段部分で、「また、自動車やバイクの走行は植物に影響がある」を、これは少し弱いかと思うので、「また、自動車やバイクの走行は砂浜に生きている動植物に多大な影響を与えます」と、この部分を付け加えていただければと思う。

以上のことを提案する。

意見を頂きたい。

[鈴木委員]

2点目の「極力」というのを入れるのであれば「決められた」を入れてもいいと思うが、「決められた」の代わりに、「図に示した」ではどうか。また、「推奨」と「極力」を同時には入るとすごく弱くなるので。「極力」だけを入れてもよいのではないか。

[郷右近部会長]

それでは、「図に示したルート以外は極力立ち入らないでください」ということにしたいと思う。

[事務局（東北地方環境事務所）]

先程の意見の中で、学術研究のための話があったが、そのことをこのルールに盛り込むのか。

[郷右近部会長]

それは敢えてしない方向でよいのではないか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

分かりました。

[郷右近部会長]

他にはないか。

それではそのように修正したいと思います。どうもありがとうございました。

最後にもう1点ですが、ルール案の下の蒲生干潟自然再生協議会の括弧書きの部分に記載する名称についてであるが、前回も意見がありました。地元の町内会なども入った方がより啓発に繋がる気がするが、この辺はどのようにするか。

[鈴木委員]

サーファーの団体の方々とかも。

[郷右近部会長]

一つはサーファー。これは何という団体か。

[澤地委員]

団体は2つある。

「日本サーフィン連盟宮城県仙台支部」と「仙台サーフショップユニオン」である。

[郷右近部会長]

看板の下に町内会や連合会は。

[平山委員]

蒲生町内会と港町内会がある。

[事務局（東北地方環境事務所）]

港町内会の前に中野は入らないか。

[平山委員]

中野は入れてもよい。私は中野港町内会だが港町内会と呼んでいる。中野は入れてもよい。

[郷右近部会長]

それでは正式な名称をということでお願いします。

他に見落としはないか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

それでは、括弧書きの中に入るのは、正式名称のフルネームということで。

[郷右近部会長]

時間が過ぎてしまい申し訳ありませんでした。

各委員からいただいた意見を基として次回開催される協議会に部会案として提案したいと思うのでよろしく願いいたします。

その他、事務局からないか。

[事務局（東北地方環境事務所）]

その他は特に事務局としては準備していない。

[郷右近部会長]

他に無ければこれにて終了したいと思う。どうもありがとうございました。

[事務局（東北地方環境事務所）]

郷右近部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回管理計画検討部会を閉会いたします。委員の皆様方にはお忙しい中いろいろと貴重なご意見を賜りありがとうございました。